

新宿区教育委員会会議録

平成24年第3回臨時会

平成24年11月28日

新宿区教育委員会

平成24年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成24年11月28日(水)

開会 午前 9時11分

閉会 午前 9時58分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委員長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	参 事	吉 村 晴 美
		教 育 調 整 課 長	
		事 務 取 扱	
教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一	教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
		調 整 主	
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

議案

日程第1 議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

報告

1 就学支援シートの導入について（教育支援課長）

◎ 開 会

○熊谷委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから平成24年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておられますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いをいたします。

◎ 議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第41号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第2 議案第42号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは初めに、「第41号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明をさせていただきます。説明は、議案の概要を主に使って説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

この条例は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給料表を改定するものです。

改正内容ですが、給料表の改定（案）全体につきましては、議案に別表をつけさせていただいておまして、改正案とその後ろに現行のものをおつけしております。内容ですが、公民較差783円、0.19%の解消のため、給料月額を引き下げるものです。初任給については、国における初任給の状況、民間事業者における初任給の動向及び人材確保の観点から据え置きます。

また、平成25年3月期の期末手当に関する特例措置、これは附則の第3項から第5項に該当するものですが、平成24年4月から12月までの期間に係る公民較差相当部分（給与等、6月期末・勤勉手当、12月期末・勤勉手当）について、平成25年3月期の期末手当において、

公民較差相当額を減じる調整を行います。

施行日は平成25年1月1日です。

提案理由は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給料表を改定する必要があるためでございます。

続きまして、第42号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。

この規則は、特別区人事委員会の勧告に基づき、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例を一部改正し、平成25年1月1日から幼稚園教育職員の給与改定を行う見込みであり、給与改定を行いますと、再任用職員を除く園長に係る管理職手当の額が給与改定後の4級の最高号給の給料月額100分の20を超えることになるため、規則別表で定める管理職手当の額を改正するものです。

改正内容は、園長の手当9万1,400円を9万1,200円に引き下げるものです。算定方法につきましては、園長の級における最高号給の給料月額、4級の10号給45万6,100円、この20%が上限ということになっておりまして、その額が改定後9万1,220円になり、現行の9万1,400円が超えております。これによりまして、②により算定した額の100円未満を切り捨てまして、9万1,200円とするものでございます。

施行日は平成25年1月1日です。

なお、この規則につきましては、41号議案の条例が区議会第4回定例会で可決、成立したときに成立するというので、議案に特記事項ということで、この内容をつけさせていただいております。よろしく願いいたします。

改正理由は、園長（再任用職員以外の職員）の管理職手当の額を改定する必要があるためでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、議案第41号について、御意見、御質問をいただきたいと思えます。

○菊池委員 ちょっと本題から外れるかもしれませんが、たしか子ども園化するに当たって、幼稚園と保育園とか、給与体系が違うのでなかなか合併しにくい部分もあるというようなこともあったと思いますけれども、その辺の幼稚園の給料と子ども園化した際の先生方の給与というのはどういうバランスになっているか、伺います。

○教育調整課長 やはり採用のときの職というところで給料が決まっておりますので、現在、区立の子ども園では幼稚園教諭と保育士がともに勤務をしておりますが、給与体系はそれぞれのものでございます。

ただ、まだ決定ではございませんが、今、国のほうで出されている子育て三法の中では、保育教諭という新しい職も提案されておりますので、その辺はやはり子ども園を進めていく上の大きな課題というか、全体的な国としての課題意識を持ってとらえられている部分だというように認識しております。

○菊池委員 今後変わっていくだろうと、そこら辺は国が動くということですか。地方自治体ではそういうことは勝手には決められないという認識でよろしいのでしょうか。変える必要があるかどうかとか、いろいろよくわからないのですが。

○教育調整課長 特別区の人事委員会、また教育の人事委員会のほうで、新たに職を創設するという方法もなくはないのですが、なかなかその辺はこれまでもハードルが高かったということだと思います。したがって、国のほうでそういう職ができれば、その内容で動きは早くなると考えております。

○菊池委員 ありがとうございます。

○白井委員 2点ほどお聞きします。まず1つ、特別区の人事委員会というのは、全体を統一的に人事委員会として給料勧告しているのかどうかというのが一つ。それから、今回の勧告というのは、幼稚園教員だけの勧告なのか、それともすべての教員対象だけれども、当委員会は教職員、教育関係なので、ここだけを対象としているだけの話なのか、その2点お願いします。

○教育調整課長 人事委員会につきましては、特別区で共同して人事委員会を持っているということで、それは効率性の観点からということで、特別区ではそういう制度になっているということでございます。

○教育指導課長 幼稚園教員以外の教員につきましては、都の人事委員会の定めに従って進めているところでございます。

○白井委員 教職員だけではなくて、例えば区の職員のほうも同じだけれども、管轄が教育委員だからこの条例だけ議案になってきているのですか。

○教育調整課長 学校で働いている区の職員、教員以外の区の職員については、区全体の条例で審議いたしますので、この教育委員会の審議の範囲ではないということです。今回ここでは幼稚園の教諭について、教育委員会ですまず御審議をいただくということをお願いをしてお

ります。

○白井委員 他の職員に対しても勧告が出ているかどうかということをお聞きしたいのですが。

○教育調整課長 もちろん全体に出しております。

○白井委員 はい、了解しました。

○松尾委員 この改正の理由のところ、給与改定を行うと園長に係る管理職手当の額が給与改定後の4級の最高号給の給料月額100分の20を超えることとなるため、規則別表で定める管理職手当の額を改定するとありますが、まず管理職手当の額について、100分の20というものの根拠はどこにあるのかということと、それから規則別表というのが、いただいた資料で見ますと、別表のところしか載っていないものですから、計算のところをお示しいただきたいと思いますが。

○教育調整課長 まず、管理職手当の上限額の根拠でございますが、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例に根拠がありまして、第10条第2項のところ、最高号給の100分の20を超えない範囲内の額ということで定めているものでございます。ここでは、園長だけではなく、副園長及び再任用職員の管理職の手当についても定めていますが、今回の改定ではそれらは20%以内となっているため改定は行わないで、園長の部分だけ改定をお願いしているものでございます。

○羽原委員 幼稚園と保育園の先生の給与、平均的な差額は幾らぐらいですか。いろいろ条件はあろうかと思いますが、大まかにいって。

○教育調整課長 まず、仕組みが違いますので、単純比較ができないというのが正直なところでございまして……。

○羽原委員 細かいことはいいです。大まかに300円とか1,000円とか、平均年齢においてどうかというぐらいなことを伺えれば。

○教育長 先ほど来質問がありましたように、子ども園でともに働く2つの職種ということで、今、羽原委員からお話があったことについて、年齢あるいは、経験年数、その辺をとらえて給与がどうなっているのか。あともう一つ大きな違いは、保育士のほうは行政系の職員ということで超過勤務手当が出るのですが、幼稚園教諭のほうは教育公務員ということで教員と同じように調整手当がでます。そういった手当の体系も変わるので、保育教諭のところでは、国が示しているのは給料は教育公務員、それに超過勤務手当が出るというような内容です。

あともう1点、資格の取り方、それに要する修了年限など、そういったものも違います。

ただ、羽原委員の御質問に次回お答えが出せるように、事務局のほうで検討していただきたいと思います。

○**羽原委員** 今ではなくてもいいけれども、いろいろな条件があるということは承知して聞いています。つまり、平均年齢あるいは学歴的にいっても、平均的なところがあるわけでしょう。双方当てはめてみてどれぐらいになるか。もし手当の部分はどうというなら、それはそれで別枠で考えてもらえばいい。月給とか、給与の部分とそれ以外のもの、大まかな平均。何百円ぐらいの差ではないか。つまり何が言いたいかという、別に興味で聞きたいということではなく、保育園の側が若干不満があるのか。あるいは、それぐらいの金額の開きなのか、それほどでもないということなのか。下がるとか低いとかということについては、金額の問題ではなくて、気分的な問題もあるけれども、それが金額として較差が大きければ、若干の不満は超える工夫をしなければいけないとか、子ども園を創設していく以上はそういう配慮というものは必要だし、また一般的に、今程度の質問を全てこういう条件で、ああいう条件でと逃げていたら、イメージがわからないわけですね。そんな厳密なことを聞いているのではないから、ざっとこのぐらいというような説明ができるぐらいの資料は持ち合わせたほうがいいと、僕はそう思います。次回、資料として。

○**教育調整課長** 委員御質問の趣旨はよくわかりました。子ども園を立ち上げるときにも、やはりそのあたりは議論になりまして、たしかそのときは、平均的な保育士の超過勤務手当も加味して、同年齢、同経験の職員の比較も行ったこともございますが、今時点でそのような資料が手元にございませぬので、別途お答えさせていただきたいと思います。

○**熊谷委員長** ありがとうございます。

それでは、今の羽原委員の御質問に対しては、次回の定例会の報告事項等で御報告をいただけるように準備をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいま41号の審議をしておりますが、松尾委員から、42号についても御質問いただいたので、関連しておりますので、41号、42号について、どちらでも御質問なり御意見をいただければと思います。そして、一括で議案を決定したいと思いますので、42号、41号について、ご意見、ご質問をどうぞ。

○**松尾委員** 第41号議案の特別区人事委員会の勧告という部分の説明、勧告そのものは承知しておりませんが、公民較差相当分について減じる調整ということですが、公民較差といっても、職種による違い等もあると思いますが、これは先ほどの白井委員の質問にもかかわるかもしれませんが、教育職員であるということを勘案した上での較差分なのか、それとも

一律にすべての職種を平均して較差相当額というものを考えているのか、そのあたりお聞かせください。

○教育調整課長 これはすべての職種で同じ考え方で対応しているということでもあります。

○松尾委員 そうしますと、率という点ではすべての職種にわたる平均的な値を適用しているとわかりました。そうしますと、教育職員であるということは、教育職員の給料表であるというところに別途反映されていると理解すればよろしいわけですね。

○熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかに何か御質問、御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、議案第41号及び第42号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございました。議案第41号及び第42号は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了といたします。

◆ 報告 就学シートの導入について

○熊谷委員長 次に、事務局からの報告をお受けいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育支援課長 おはようございます。

それでは、就学支援シートの導入につきまして、改めて御報告をいたします。

今回の説明の中では、前回御説明した部分で、趣旨、導入時期につきましては変更ございませんので割愛をいたしまして、3番目の就学支援シートの対象及び周知から御説明をさせていただきます。

今回、全入学児童に対しましては、就学時の健康調査表であるとか、入学予定調査表、こういったものをこれまでもすべての入学児童から提出をいただいております。したがって、今回の就学支援シートにつきましては、配付資料中段の概念図をごらんいただきたいと思います。対象といたしましては、特別支援教育の対象となる児童と考えております。ここでいうと、就学支援シートの対象と表示した矢印部分でございます。ただし、知的なおくれない発達障害のお子さんにつきましては、保護者が障害に気づきにくいことから、障害があるかどうか明らかでない場合でも、何らかの個別の支援や配慮を必要とする児童を対象

としてとらえ、周知の際には特別な教育的支援や個別の配慮が必要な子どもという表現を用いて行うことといたしました。この図でいうところの薄緑の部分、ここまでを対象と現在のところ考えているものでございます。

なお、保護者のさまざまな思いを配慮いたしまして、シートの作成・提出につきましては、保護者の希望制といたします。

シート活用の流れにつきましては、就学先の小学校が決定した後の流れを記載しているものでございます。保護者がこのシートの作成・提出を希望する場合は、在籍園等でシートを受け取り、必要事項を在籍園等の協力のもと記入し、2月末までに小学校に提出いたします。受け取った学校側は、面談など保護者との話し合いを行い、クラス編成等の配慮や個別の指導計画等に生かしてまいります。

本日改めて周知用チラシと就学支援シートをお手元に御用意させていただきました。前回の報告からこの間、委員の先生方からさまざまな御意見をいただきました。修正した部分を簡単に御説明したいと思います。

チラシのほうでございますが、まず、特別な教育的支援や個別の配慮が必要なお子さんという表現だけでは説明不足ではないのかということで、その上の部分でございますが、「また」以降で、「お子さんの特性、苦手なこと、気持ちの不安定な場合の対応など」ということで、具体的な表現を加筆いたしました。また、就学支援シートの作成と流れに、受け取ったシートをもとに面談しますということの表現がございましたが、面談が必要でないと思われる事例であるとか、あるいは今回初めての導入でございますので、提出者の数が増大した場合などは学校側の負担になるのではないのかという御意見をちょうだいいたしました。この表現の中で、面談の文言を削りまして、保護者の方と話し合いながらということで、この部分でございますが、表現を変更しております。

また、シートの流れの部分と就学支援シートの裏面の部分、チラシの流れの部分と裏面の部分、この文言が同じ内容を記入してあるので、前回は統一されていなかったということで、御指摘の箇所の文言をそろえさせていただきました。

また、問題がなくても、保護者が心配してシートを提出、相談したいケースなども想定して、大きな間口をあけておくべきではないかということで、チラシのほうも、こちらもそうですが、入学した後も御心配なことがあれば、いつでも学校に御相談くださいといった文言をこの中に入れさせていただいております。

また、就学という言葉は一般的でないという御意見もちょうだいいたしましたので、就学

支援シートの就学はそのままでございますが、そのほかの部分についての就学は、入学という表現に変えさせていただきました。また、就学前施設につきましては、在籍園等ということで変更しております。

それから、原本を学校に提出ということで、その前の資料では校長・副校長に支援シートを手渡してください、原本を学校にということで、校長や副校長に渡すものと学校に渡すもの、ここが混在してわかりづらいということだったので、ここでは入学する小学校に就学支援シートを持参しますと書いて、コピーではなく原本を提出してくださいという表現に変えさせていただきました。

それから、就学支援シートの項目は幾つかの全児童にも必要な事項ですけれども、学校で行われているアンケートの項目にも生かせないかということで、これについては今後校長会等でシートを参考に提案などをしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、今後の予定でございますが、12月に発送いたします入学通知書にこのチラシを同封して、漏れのないように広く保護者に周知を図るとともに、12月25日号の広報紙等にも就学支援シートの導入についての記事を掲載いたします。その上で、12月中に各在籍園等で就学支援シートの配布を開始し、2月末までの期間として活用を図ってまいりたいと、このように考えているものでございます。

説明は以上です。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。

○松尾委員 まず、就学支援シートの作成と流れのところ、12月中旬に在籍園等で就学支援シートを受け取ってくださいとありますけれども、実際にこれは配布期間というのはいつからいつごろになるのか。あるいは、これはいつでも受け取れるもの、一年じゅういつでも、受け取りたければ受け取れるものでしょうか。

○教育支援課長 今年度に関しまして、まず就学支援シートを在籍園等に12月15日までにお渡しをして、ここでいう中旬というのは、大体15日ごろから配布ができるように準備をしてまいりたいと思っています。配布期間については、それ以降は随時ということになりますので、いつでも、今年度以降、来年度も引き続き行っていくわけですから、それは園に常備しておきますので、保護者の方が必要なときにお受け取りいただけるという状況かと思えます。

○松尾委員 基本的には置いておくということで、それでよいと思いますけれども、ただ来年になるとまた案が少し変わる可能性がありますね。全く同じ文面ではなくて、少し経験を生

かして改善していく部分等もあると思いますけれども、どこかに何年度版などと書いてあったほうが混乱しないのではないのでしょうか。

○**教育支援課長** 年度を入れるかどうかにつきましては、これは提出される学校側との調整もした上で、今後考えてまいりたいと思います。といいますのは、入学するお子さんたちに対して、それは毎年度対象が明確でございますので、その年度、その年度で使われている版が大きく変わるようであれば、変更等がはっきりわかるように年度等の表示をどこかに入れさせていただくということを今後考えてまいりたいと思います。とりあえずどういう変更を今後するのかがまだ明確ではありませんので、まずはこれでやらせていただいて、その上で、次年度以降変更があれば、そのときから年度等の表示をすれば、今年度と次年度以降との違いは、その時点でまずわかりますので、それ以降については年度を変更していくのか、また印刷の部数の関係等も関係してまいりますので、そういった中で検討してまいりたいと思います。

○**松尾委員** 確かに年度という言い方をしますと何年度しか使えないみたいに思われると思うので、それはそれで理解できますけれども、かといって中身が少し変わって、でも基本的には幼稚園等に置いておいて、いつでも見られるようにという、そのほうがいいと思います。しかし切りかわりがあったときに混乱しないようにという部分もあると思うので、何かうまく工夫できればとは思いますが、いかがでしょうか。

○**教育支援課長** 確かに年度というのは、その年度年度でもうはっきり決まってしまうので、私どもとしては、もしそういう変更点等があれば、もちろん配布する園や学校にもそれをお知らせしながら、例えば色を変えるであるとか、あるいは何年度のものがわかるような印を入れるとか、そういった工夫をして、今後その活用を図ってまいりたいと思います。

○**松尾委員** もう1点。12月中旬に受け取ると書かれており、2月末までに提出をお願いしますということですが、例えば12月中旬以降に引っ越してこられた方とか、2月末を少し過ぎて3月の初めぐらいに引っ越してこられた方とか、それから他区の幼稚園に在籍しておられる方というのも結構いらっしゃると思います。そういう方については、作成と流れを見ると、この形ではちょっと対応しづらい感じですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○**教育支援課長** 他区の園に在籍のお子さんであっても、入学通知自体はすべて送られてまいりますので、その中で今回対応していくということを考えております。また、区内の園等に途中から転入されてきたお子さんたちについては、それぞれの園のほうに私ども活用マニュアル等をお配りしておりますので、園のほうからの働きかけをお願いしたいというように考

えております。

○**松尾委員** 具体的には、シートの裏面の12月中旬のところ、在籍園等で就学支援シートを受け取ってくださいとございますが、これだと在籍園等ですから、等の中にさまざまな配布場所が入っていると思うんですけれども、ここだけ取り出してみますと、在籍園が他区である場合にはどうしていいのか、ここだけ見るとわかりづらい。もちろんチラシのほうを見れば、非常に丁寧に書いてあるわけですけれども、なるべく統一されているほうがよいと思いますので、そのあたりも御配慮いただければと思うのですが。

○**教育支援課長** 入学通知の配布以降に転入された場合のケースですと、就学手続を学校運営課のほうで行います。このシートにつきましては学校運営課でも配布、御案内をさせていただいておりますので、その辺は漏れがないように丁寧な対応をしてみたいと思います。

○**松尾委員** 全般的にチラシというのは、多分保護者の皆さん、廃棄される方が多いと思います。シートは必要があれば使いますから、提出するまで手元にあるというケースがあって、つまりチラシはなくなったけれども、手元にシートが残っているというケースがかなり僕は想定されると思います。ですから、就学支援シートのほうにも、できれば配布場所と問い合わせ先が書いてあるほうが親切だし、混乱を避けるのによいと思うのです。せめて、場所の問題がありますので、最後に問い合わせ先はどこか、シートの中に問い合わせ先が入っているほうがよいかなと思います。

○**教育支援課長** そうしたいと思います。

○**熊谷委員長** よろしいでしょうか。

○**羽原委員** 僕のほうの理解不足もあつたりしたことがわかったし、またいろいろ注文に応じてくださってありがとうございました。春にはいい結果が出てくることを期待していますが、校長先生の説明のときに、実態に合うようにぜひいい説明をしていただきたいということと、それからちょっとひっかかるのは、個別に学校がやっているアンケート等の項目の整合性がありますので、もしこれでいいというのなら、できるだけこちらに沿う形の誘導をしてもらったほうがいいし、もし学校ごと、これは地域的にこういうことは聞いておきたいということがあれば、それはそれでやるというように、なるべく効率性の高いアンケートなり、この活用なりにしていただきたい。

それから、小さいことで大変恐縮ですが、シートを使ってみませんかのチラシの真ん中よりちょっと上のところの「入学先の選択等についての御相談は「就学相談」をお申し込みください。」、これはどういう日本語ですか。

○教育支援課長 意味合いとしましては、今回の就学支援シートに関しましては、入学決定後の取り組みということになりますが、入学先を決めるに当たりましては、これまでの就学相談というものを学校運営課で行っております。あくまでも入学先をこの就学支援シートで決めるものではありませんということをお伝えしたかったということでございます。

○羽原委員 これは「就学相談」は各学校のという意味ですか。

○教育支援課長 教育委員会学校運営課で行っている就学相談です。

○羽原委員 保護者からすると、初めての体験だから、相談は就学相談にと言われて、僕が保護者だったらよくわからないなという意味で、大した工夫じゃないと思うので検討してみてください。

それから、もう一つ余計なことを言うと、やっぱりチラシの上の「また」以降、文尾に余白があるから、行をかえて1字下げても同じことだから、ぜひ打ち直しを。

とにかくいいものになりそうで、安心しております。

○教育支援課長 先ほどの就学相談の部分に関しましては、誤解のないように表現を工夫したいと思います。また、段落がえ等についてはそういたします。

それから、今後、このシートを参考にいたしまして、各学校において行っているアンケート、これについては校長会等に御提案をしてみたいと考えます。ありがとうございました。

○熊谷委員長 ありがとうございました。いかがでしょうか。

○菊池委員 前回のときも質問させていただいたんですけれども、あくまでもこれは保護者の希望によるということでありまして、認めたくないとかそういうことがあって、任意ということでもいいと思うんですけれども、就学前の情報を引き継ぐ手段として在籍園の幼児指導要録とか、児童保育要録を事前に受け取るということで、これはちょっとそういう障害がありそうだなという、学校側が考えたにもかかわらず、保護者の意思でシートを作成しないというケースがあり得るかなと思うんです。そこで抜け落ちる可能性があって、任意の場合はいろいろ配慮しているんだけど、そういう部分で抜け落ちるのがちょっと心配だなというのは思うんですけれども、それは入学後にまた新たにやっていって何とか穴埋めできると考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育支援課長 今、菊池委員のほうからございましたように、就学前の機関と小学校が緊密に連携を図る観点から、それぞれ幼稚園あるいは保育園から要録を小学校に提出をさせていただいております。この中でお子さんの状況につきましては、学校側が知り得るということに

なるわけですが、確かにこの就学支援シート自体は保護者の希望によって提出をいただきますので、必ずしも全員が提出をされるということはないかもしれません。

しかしながら、あくまでも就学、小学校1年生に入ったときの就学というのは固定的なものではなく、その後もここに書いてありますように、入学後も心配なことがあればいつでも学校へ御相談ください。学校側もお子さんの状況を見ながら、保護者の方と話し合いを続けながら、その辺の対応についてはともに考えていくという対応を校内でとっていくということでございます。

○菊池委員 前から言っているように、このグラデーションの緑の薄い部分ですよね。濃い部分もそうですけれども、このあたりのLD・ADHDとか、そういう方たちはできるだけ早目に対応したほうが効果が上がると考えますので、できれば、これは親御さんが気づきにくい、特に薄いグリーンは気づきにくいので何とか、ちょっと気づきにくいけれども、そういう方たちにこそ出してもらいたいので、任意の難しさというのはそこにあるのですけれども、とにかくこのものは非常によくできていると私は感服したんですけれども、その部分がちょっと懸念があります。

○教育支援課長 今後の課題といたしまして、この就学支援シートも含めて、早期の教育相談といえますか、乳幼児期からの教育相談というものが今後は必要になってくるのだろうというように思っています。つまり小学校に入学する際以前に、既にそういったお子さんの状況に関して園であるとか、専門機関であるとか、そういったところとの相談を行いながら、継続した支援ができるように、取り組みを構築していくことが重要であるというように、課題としてとらえておりますので、今後そういったところも含めて、特別支援教育の推進に努めてまいりたいと考えます。

○菊池委員 やってみて、見て、そこでまたいろいろ問題が出てくるので、そこでまた、松尾委員も言われたように、ちょっと変化していく可能性もあるので、その余地を残しつつ、トライアルの最初のスタートとしては非常にいいものではないかなと、大変高く評価したいと思います。

○熊谷委員長 いかがでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

この就学支援シートについては、前回の委員会から本日の臨時会までの間に、各委員の先生方から大変真摯な検討をさせていただいて、またいろいろな具体的な修正案を出していただいております。さらに事務局の皆さんには、まさにお忙しい中、迅速にかつ適切に案づくりをさせていただきまして、本当にありがとうございました。私からも御礼を申

し上げて、このシートが十分に機能していくように今後進めていただけたらと思います。

それでは、ほかに特に御質問もないようでございますので、本日の報告事項はこれで終了とさせていただきます。

◎ 閉 会

○熊谷委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

午前 9時58分閉会